

地域力創造推進に関する研究会
提言

令和5年7月
地域力創造推進に関する研究会

地域力創造推進に関する研究会提言（目次）

| | |
|------------------------------|----|
| 1. はじめに | 1 |
| 2. 評価と課題 ー委員の主な意見等 | 2 |
| (1) 総論 | 2 |
| ①地域力創造グループの取組について | 2 |
| ②施策間の連携について | 3 |
| ③施策の評価、効果について | 4 |
| ④地域の担い手の確保について | 4 |
| ⑤地域社会DXについて | 5 |
| (2) 各論 | 5 |
| ①コミュニティについて | 5 |
| コミュニティの維持・人手不足対策 | 5 |
| 集落対策 | 6 |
| 地域公共交通の維持・確保 | 6 |
| ②地域の担い手確保について | 7 |
| 地域おこし協力隊 | 7 |
| ローカルスタートアップ | 7 |
| 集落支援員 | 8 |
| 担い手の裾野の拡大 | 8 |
| ③人材力の強化について | 8 |
| 多様な地域の担い手への支援 | 8 |
| ④地域力創造施策に係るデジタル化について | 8 |
| 地域を取り巻くデジタル化の状況 | 8 |
| 地域DXの更なる推進に向けた広域的な取組や人材確保の取組 | 9 |
| ⑤地域資源の活用を通じたローカルスタートアップについて | 10 |
| 地域資源の掘り起こし | 10 |
| 3. 今後の取組の方向性 ー研究会の提言 | 11 |
| (1) 総論 | 11 |
| (2) 各論 | 11 |
| ①コミュニティについて | 11 |
| コミュニティの維持・人手不足対策 | 11 |

| | |
|------------------------------|----|
| 地域運営組織 | 11 |
| 集落対策 | 12 |
| 地域公共交通の維持・確保 | 13 |
| ②地域の担い手確保について | 13 |
| 地域おこし協力隊 | 13 |
| ローカルスタートアップ | 14 |
| 特定地域づくり事業協同組合 | 14 |
| 集落支援員 | 14 |
| ③人材力の強化について | 14 |
| 多様な地域の担い手への支援 | 14 |
| 定住自立圏・連携中枢都市圏 | 16 |
| ④地域力創造施策に係るデジタル化について | 16 |
| 地域DXの意義・留意点 | 16 |
| 地域社会DXの強化 | 16 |
| 地域DXの更なる推進に向けた広域的な取組や人材確保の取組 | 17 |
| ⑤地域資源の活用を通じたローカルスタートアップについて | 18 |
| 関係機関と連携した制度の周知広報、支援の強化 | 18 |
| 人材・ノウハウの共有による効果的な事業運営 | 19 |
| 好事例の横展開 | 19 |

参考

| | |
|------------------|----|
| ○ 地域力創造推進に関する研究会 | |
| ・ 構成員名簿 | 20 |
| ・ 開催要綱 | 21 |
| ・ 開催経過 | 23 |

地域力創造推進に関する研究会 提言

1. はじめに

総務省は、平成20年（2008年）の地域力創造グループ発足以降、「地域力創造に関する有識者会議最終とりまとめ」（平成22年8月）も踏まえ、「人材力の強化に向けた取組（地域おこし協力隊等）」「地域固有の資源を活用した取組（ローカル10,000等）」を中心に「地域力」を高める取組を支援してきた。

この間、地域おこし協力隊をはじめ、施策は進展し、幅も広がる一方、東日本大震災、デジタル化の進展、孤独・孤立問題、SDGs、新型コロナウイルス感染症拡大等の社会経済情勢の変化が生じている。そこで、グループ発足15年目の節目に、今まで実施してきた施策について改めて評価・体系化するとともに、今後力を入れるべき地域力創造施策について検討するため、令和4年11月に「地域力創造推進に関する研究会」（以下「研究会」という。）を設置した。

研究会はこれまで全5回開催し、第1回研究会では総論について、第2回～第4回研究会では「コミュニティ」、「地域の担い手確保」、「人材力の強化」、「地域力創造施策に係るデジタル化」、「地域資源の活用を通じたローカルスタートアップ」といった各論について精力的に議論を重ねるとともに、第5回研究会では提言（素案）について議論を行った。

これまでの議論の内容をもとに「評価と課題」、「今後の取組の方向性」を整理したものが本提言である。総じて、地域力創造グループにおいて取り組んでいる施策については、人材力の強化に向けた取組をはじめテーマとしている分野においてはそれぞれ一定の成果を上げ、各省庁の施策の隙間を埋める役割も果たしていると評価できるものの、地方自治体ごとや施策ごとで取組状況にばらつきが生じている、施策間の連携が十分ではない、アウトプットとしての成果は出ているが地域の経済効果などアウトカムが見えにくいなどの課題も出てきている。

特に人口減少や少子高齢化の進展により、地域社会の停滞感は強く、持続可能な地域社会の実現のためには、全国津々浦々の地方自治体において更なる

「地域力」の向上を図っていく必要がある。本提言は、近年の地域社会を取り巻く環境の変化が大きい中で、グループ発足15年の現時点の評価と課題に対するいわば「アジャイル型¹」の新しいタイプの提言として、地域力創造グループ

¹ 「アジャイル型政策形成・評価の在り方に関するワーキンググループ提言～行政の「無謬生神話」からの脱却に向けて～」（令和4年5月31日行政改革推進会議アジャイル型

に対して政策課題と今後に向けた施策の方向性やアイデアを提案するものである。地域力創造グループにおいては、本提言の内容も十分考慮した上で、施策の改善や見直し、更なる効果分析を行い、地域での生活や活動への関心を高めるあるいは地域のイメージや発信力を向上させるための取組などにつなげていくことを大いに期待する。

2. 評価と課題 ―委員の主な意見等

総務省は、平成 20 年の地域力創造グループ発足以降、地域おこし協力隊やローカル 10,000 プロジェクトなどの取組を中心に「地域力」を高める取組を支援してきた。

例えば、地域おこし協力隊については、平成 21 年度の制度創設時には 89 人であった隊員数が令和 4 年度には 6,447 人と大きく増加しており、この間、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしへの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」が全国各地で展開されてきた。また、隊員の約 4 割は女性、約 7 割が 20 歳代と 30 歳代の若者であることに加え、任期終了後にはおよそ 65%が同じ地域に定住するなど一定の成果も出てきている。一方で、応募者数の増加や、募集者数・受入自治体数の増加、隊員のサポート体制の強化（ミスマッチの防止）などの課題も出てきており、こうした課題に適切に対応していくことも求められている。

地域おこし協力隊以外の各種施策についても、それぞれ一定の成果を上げている一方で、課題も出てきており、こうした課題への対応が必要となってきた。（詳細は別添の参考資料集を参照）

なお、以下では、今後の施策のあり方に関する大きな方向性や中長期的な事項、さらにはグループ内の部局横断的な内容を「総論」として、より具体的な内容を「各論」としてまとめた。ただし、両者は必ずしも明確に分けることができないものであり、内容の重複もある。

（1）総論

①地域力創造グループの取組について

政策形成・評価の在り方に関するワーキンググループ)において、「「アジャイル」は、直訳すると「素早い」、「機敏な」という意味であり、システム開発やソフトウェア開発で用いられる手法で、実装とテストを繰り返して開発していくというものである。その発想を行政においても活かし、課題解決のアプローチの選択肢を増やせないかという問題意識」とされている。

- 地域力創造グループは、制度官庁としての総務省がより現場に寄り添った地域振興施策を実施するために作られた組織である。地域力創造グループ発足15年目で、地域おこし協力隊をはじめ、施策は進展したが、取組の成果については、モデルとなる取組も増える一方、地方自治体ごとのばらつきも顕著になってきているのではないかと。今後、地域力創造の取組、施策の活用を全国の地方自治体により幅広く進めてもらう必要があるのではないかと。
- 地域力創造グループの施策は、地域おこし協力隊など外部人材を地域に供給する施策が進展して成果を出している一方で、従来から地域に居住し、地域文化や活動の担い手であった地域人材をどう活かし、地域全体を包摂した「地域の共感力」をどう育てていくかといった施策については、相対的に伸びを欠いており、今後さらに取組を強化すべきではないかと。
- 地方自治体ごと、施策ごとに取組状況にばらつきがある中で、取組の濃淡をどのように解決していくのかについて今後検討していく必要があるのではないかと。また、積極的に取り組んでいる地方自治体をさらに支援し、好循環を生み出すアプローチに力点を置くという考え方もあるのではないかと。
- 地域力創造グループの施策が細部まで十分地方自治体に知られていないことは大きな課題ではないかと。施策がもっと幅広く知られることによって、地域の課題解決に役立つことがたくさんあるので、人材確保対策や関係人口をはじめ、各種施策の認知度向上に積極的に取り組む必要があるのではないかと。
- 地域発で多様なローカルスタートアップを生み出していく上では、地域の実情を知る地方自治体の主体性を活かした支援を展開することが必要ではないかと。既存の地方財政措置やローカル10,000プロジェクトは対象事業を細かく規定せず、地域の主体性を重視しているが、今後ともそうした姿勢を維持して取り組む必要があるのではないかと。

②施策間の連携について

- 施策間の連携を深めることにより、施策の効果が大きくなるのではないかと。地域課題は多様であるのと同時に、人口減少、空き家など課題は各地とも共通している。地域力創造グループが、我が国全体の地域課題を網羅して諸施策を展開してきたという前提に立って、単発の施策活用に終わらず、各種施策をプッシュ型でPRしていく意義もあるのではないかと。

○地域力創造グループの施策は、地域おこし協力隊、地域活性化起業人など個々に一定の成果を上げているのではないか。その一方で、ターゲットとなる地域や人材に対して個別にPRを行っていたり、事業の推進力を失った施策が散見されるなど、施策間の連携や総合力という意味ではまだ十分とは言えないのではないか。

○総務省の取組のほか、地域活性化センターの「全国地域づくり団体協議会」や「ふるさとイベント大賞」事業、ふるさと財団の「ふるさと融資」や「地域再生マネージャー」事業、地域創造の「全国地域伝統芸能祭り」など、各分野で地域の活性化に取り組む一般財団法人があり、その取組とはさらに連携を深める余地があるのではないか。

③施策の評価、効果について

○施策の効果をアウトプットだけでなくアウトカムで客観的なデータにより質的量的に示す必要があるのではないか。一方で、例えば「地域の活力」のようなものは、必ずしもデータ化されないため、それをどのように評価するのか。

○地域力創造グループの施策の評価は、例えば地域おこし協力隊の隊員数、ローカル10,000プロジェクトの採択事業数といった施策のアウトプットとしての実績データが中心となっている。例えば、地域経済への効果分析等も行われているが、有効に活用されていないのではないか。地域経済への寄与などアウトカムについてさらに検討・活用すべきではないか。

④地域の担い手の確保について

○地域の課題として上位に示されている、人材不足や役員・スタッフ高齢化という点については、定年延長等により、地域の担い手の更なる減少が発生しており、「会社や役場で働きながら地域の担い手になれるようなサポートをいかにして行うか」ということが現場の悩みとしてあるのではないか。こうした担い手不足、後継者不足に対して、施策をさらに活かしていくべきではないか。

○時代の急速な変化の中で、これまで地域社会を支えてきた制度(OS)についても、今の時代に合わせてアップデートしないと、立ちゆかなくなりかねないという地方の実態が出てきているのではないか。(例:民生委員・児童委員制度)

○地域力創造には「クリエイティブ」や「イノベーター」な要素もあるのではないか。地域力創造の裾野を広げるため、これらに果敢にチャレンジする若者にその魅力を広く知ってもらうことも重要ではないか。そのためにも、「公共」

や「地理総合」、「地理探求」といった高校の授業と連携することも考えられるのではないか。

○地域力創造に向けては、地域データの収集と活用が必要ではないか。また、地域住民が、その地域の魅力や価値を再認識できるような仕掛けも必要ではないか。さらには、これからの地域力創造のために、地域にあるスキルや知識を活かすための規制の見直しも必要ではないか。

○人口減少が進む中、外国人住民との連携・協働を推進し、外国人の視点を活かして、地域の魅力を発信することによるインバウンドの拡大、外国向けの地場産品のブランディング・販路拡大などによる地域の国際化、地域の活性化を図るべきではないか。

⑤地域社会DXについて

○地域力創造グループのICT～デジタル活用施策は、地方自治体内部のDXについてはこれまでも様々取り組んできているが、地域社会におけるDXや、AI・メタバースといった先端技術を活用した活性化策という点ではまだ取組が弱いのではないか。先駆的自治体が導入してから、国の施策展開のアクションまでにタイムラグが大きすぎるのではないか。

○地域の人材難の状況をICTの活用により緩和するため、自治体DXのみならず、地域社会におけるDXの活用は喫緊の課題として取り組むべきではないか。

○地域の課題解決には、テクノロジーによる解決と地域力による解決の二つのアプローチがあり、それぞれが共進化していく必要があるのではないか。そのためには、コミュニティの進化や変化を適切に効果測定していくことが重要ではないか。

(2) 各論

①コミュニティについて

(コミュニティの維持・人手不足対策)

○地域運営組織や地域づくり団体にしても、地域のコミュニティを支える人材が高齢化しているケースが多く、後継者確保も含めて、活動の担い手となる人材の不足にどう対処するかは、全国共通の課題ではないか。

○これまで人材を地域に供給する観点で地域おこし協力隊などの施策が大きく進展してきたが、人材育成の取組については、従前から取り組んでいるものの、地方自治体の人材育成が中心となっており、年々地域における担い手の後継者不足が顕著になってきていることを踏まえると、地域における人材の育成、教育といった点が今後ますます重要な課題となってくるのではないかと。

○総務省が取り組んできた施策の中で例えば集落支援員や地域おこし協力隊、農林水産省で言えば中山間地域等直接支払制度などによって、地域の衰退や農地の荒廃を10年、15年と遅らせることができ、その間に、組織化や更なる基盤整備の議論を進めることができている事業があるのではないかと。こういった地域を守るための政策も今後非常に重要なのではないかと。

○コミュニティの維持を図る観点から、スポーツクラブ（スタジアム）が地域のハブになっている地方自治体の例のように、ある一つのものに複合的な機能を持たせていくという考え方もあるのではないかと。

（集落対策）

○1階部分の集落には強靱性があり、ここまで存続してきたが、いよいよそれも限界に達し始めているのではないかと。このような状況で、一つのキーになっているのが集落支援員の取組ではないかと。集落支援員は、地域おこし協力隊に比べて今まであまり光が当たってこなかった取組であるので、これまでの取組の評価や、今後の活動の高度化について政策課題になってきたのではないかと。

○集落支援員などのサポート人材による活動が、集落機能の維持に果たす効果について、必ずしも十分に分析できているとは言えないのではないかと。

○集落の長期的な動態の分析や消滅した集落についての分析も必要ではないかと。

○集落対策は、過疎地域以外の都市部も含めた全国的な課題であり、集落対策の検討に当たっては、過疎対策の観点はもとより、都市部も含めた集落支援員の活動や地域運営組織の活動、地域づくり団体の活動、町内会等コミュニティ組織の活動、それを支援する地方自治体の動きなど様々な主体の活動を考慮する必要があると、検討に当たってはこうした点に留意する必要があるのではないかと。

（地域公共交通の維持・確保）

○人口減少・少子高齢化の中で、地域公共交通の維持・確保は一層厳しさを増し

ており、国土交通省においても検討が進められている。地域公共交通については、従来は民間企業が主体的に担っていたが、平成 19 年の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の制定及びその後の改正により、地方自治体を中心に、地域にとって望ましい交通ネットワークが追求されているところである。こうした流れの中で、今後、総務省としても、国土交通省としっかり連携を図り、地域公共交通の維持・確保に一層取り組んでいくべきではないか。

②地域の担い手確保について

(地域おこし協力隊)

○地域おこし協力隊には、①イノベーション人材、②単なる“数”(人口増という意味での)としての二つの側面での期待があるのではないか。

○地域固有の資源について、レガシーも重要だが、“やる気のある人”も資源として考えてよいのではないか。

○地域おこし協力隊については、3年間の地域協力活動はもとより、任期終了後の移住・定住を円滑に進め、仕事や住まいも含め、充実したものとなるよう、さらに取組の強化が必要ではないか。

○地域おこし協力隊は現役隊員 6,000 人規模の大きな取組となっており、隊員の活動を適切に評価することがさらに重要になってきているのではないか。また、地域における起業の支援については、ある程度の失敗の可能性を許容する必要もあるのではないか。

○一方で、地域おこし協力隊の取組のゴールはどこにあるのかということも今後検討していく必要があるのではないか。

(ローカルスタートアップ)

○総務省の地域活性化施策は条件不利地域の事業が多く、都市部での事業展開がほとんどないと見られている傾向があるが、ローカルスタートアップなど、地域資源を活かした地域活性化においては、大都市部でも活用が期待される施策が多くあるのではないか。

○ローカルスタートアップの活用主体として地域おこし協力隊OB・OGは期待される場所であり、両施策の更なる連携強化が必要ではないか。

(集落支援員)

- 地域おこし協力隊のほか、集落支援員が地域の担い手として集落を支えている面もあるのではないかな。

(担い手の裾野の拡大)

- 地域の担い手の確保に当たっては、若者や、地域づくり団体ではないものの地域づくりの活動を行うような主体を積極的に巻き込んでいくという視点が重要ではないかな。また、全国の地方自治体の職員も重要な地域づくりの担い手になり得るのではないかな。

③人材力の強化について

(多様な地域の担い手への支援)

- 「地域の共感力」を育む施策にも力点を置いて支援する必要があるのではないかな。例えば、地域の血縁集団、無尽等の互助組織、神社の氏子、寺院の檀家等の組織など地域の担い手を構造的に分析し、これまで公的施策の枠組に入っていなかった層に対する活動支援へつなげていくべきではないかな。

- 地域の「技」の事業承継について何か支援を強化すべきではないかな。地域固有の文化・慣習・産業等は、小さなコミュニティで近世以前から存続してきたものもあり、現在の地方自治体単位で行われるまちづくり、文化振興のコンセプトから埋没していることが多いのではないかな。必ずしも外部への発信や地域資源としての活用につながらなくても、地域で価値を再認識し、地域を自らの手で担っていく意識を高めるために、承継支援をすべきではないかな。

- 移住による定住人口増に取り組んできた結果、移住相談件数が30万人以上に達するなど一定の成果は出ている一方、東京一極集中は人口の移動動態を見る限り解消されていないのではないかな。この点について、日本全体が人口減少社会になっている現在、定住人口だけにこだわるのではなく、例えば地域外の担い手＝コアな関係人口を増やすことにも活路を見出す必要があるのではないかな。

- 大学生や学生団体が重要な担い手になる可能性を秘めているが、総務省の施策について、なかなか情報が届かない現状があるのではないかな。

④地域力創造施策に係るデジタル化について

(地域を取り巻くデジタル化の状況)

○平成20年（2008年）の地域力創造グループ発足時と現在とを比較して、最も顕著に変わった環境の一つが社会のDXの進展ではないか。当時はまだスマートフォンが発売間もない頃で（スマートフォンの一般的な登場は平成21年（2009年））、スマートフォンがこれだけ普及（2010年：9.7%→2021年：88.6%、令和4年度情報通信白書）し、マイナンバーカードを国民の約7割（令和5年（2023年）5月31日時点の累計交付実施済数（約9,120万枚）の令和4年1月1日時点の住基人口（125,927,902人）に対する割合）が取得している時代はまだ想像の世界だった。また、DXという言葉が指す内容も、日々刻々と変化している。

こうした中、地域DXについては、旧自治省の情報管理室以来の系譜を引き継ぐ地域情報化企画室が担当しているが、行政手続のオンライン化等の地方自治体組織・業務に関わる自治体DXには対応してきたものの、地域社会DXについては、「地域社会のデジタル化に係る参考事例集【第2.0版】」の作成・周知などが主であることから、今後、さらに重点的に取り組んでいく必要があるのではないかと。特に、地域おこし協力隊や過疎対策、ローカルスタートアッププロジェクト等を扱う地域振興の担当課室との連携や、情報通信部局との連携をより強化する余地があるのではないかと。

○地域DX（自治体DX（行政事務やシステムのDX）と地域社会DX（地域課題の解決のためのDX）を包含）について、昔の「地方自治体の電子化」と言っていた時とあまり変わらない印象があるのではないかと。上記のスマートフォンをはじめとする情報通信機器の普及等により、これまでは情報提供を受ける立場であった住民が、現在、情報を提供する側になっていることを踏まえて施策を検討すべきではないかと。

○地域DXを進めるに当たって、個人情報保護とどう整合性をとりながら進めるかは重要な課題ではないかと。一定の公益性のもとで、個人情報保護との関係を調整する必要があるのではないかと。

（地域DXの更なる推進に向けた広域的な取組や人材確保の取組）

○全国の地方自治体が地域課題に十分に対応するためには、自治体DXの推進による行政事務の効率化が前提となるのではないかと。令和5年4月に内部DXの事例を含む、「自治体DX推進参考事例集」が策定されたところであるが、引き続き横展開に取り組むべきではないかと。

○定住自立圏におけるデジタル活用の推進として、マイナンバーカードを活用

したモデル事業（令和4年度補正予算）や都道府県、連携中枢都市圏、定住自立圏等による市区町村支援のためのデジタル人材の確保の推進（令和5年度地方財政措置）に取り組んでいるように、地域DXの推進には地方自治体が広域的に連携して取り組むことが重要ではないか。

○総務省の情報通信部局における、地域社会DXに関係する施策として例えばローカル5Gがあり、地域力創造グループとの施策連携を図ることが効果的な分野なのではないか。令和4年9月に策定した「地域社会のデジタル化に係る参考事例集【第2.0版】」において、ローカル5Gを活用した事例が掲載されているところであるが、さらに連携して推進することが考えられるのではないか。

○地方自治体単位の支援以外に、民間事業者単位での支援も加えた、よりきめ細やかな支援が必要ではないか。地域社会DXに携わる人材がアプリを開発している民間事業者と直接交渉していけるようなスキームを考えるべきではないか。民間事業者が地域資源を活かして実施する事業を支援するローカル10,000プロジェクトでは、DXを扱う事業は国費が10/10補助となるなど、地域社会におけるDX事業に重点を置いているが、さらに活用を進めるべきではないか。

○地域情報化アドバイザーや、自治体DX推進アドバイザー派遣制度（以下「DXアドバイザー」という。）など、様々なデジタル人材の派遣制度がある中で、地域のニーズと人材のスキルをうまくマッチングできるような仕組みが必要ではないか。また、DXアドバイザーを地方自治体に積極的に周知していく必要があるのではないか。

○地域社会の伝統的な担い手たる民生委員等、人材確保に苦しむ地域が多い中で、業務の効率化の観点からDXを推進することが必要ではないか。

⑤地域資源の活用を通じたローカルスタートアップについて

（地域資源の掘り起こし）

○地域の関係者にとって、何が地域資源となるのか共通理解がある場合は各種事業が進みやすいものの、必ずしも何が地域資源となるかが明らかでない場合もあるのではないか。地域資源を掘り起こし、再発見することも含めて、地域資源を活用するという姿勢で取り組む必要があるのではないか。

3. 今後の取組の方向性 ―研究会の提言

(1) 総論

○2. (1) の総論での指摘事項について、今後の地域力創造グループの取組姿勢、施策の方向性として活かしていくべきではないか。

○地域力創造グループでは、様々な事業の実績や課題等を分析する中で、施策メニューが多様化していることもあり、全国の地方自治体や金融機関など関係方面にほとんど知られていない施策や財政措置があることを認識し、そもそもグループ内でもお互いの事業について十分理解していない縦割りな面があることも認識した。そのため、令和4年度から、地域力創造グループ内に、「地域力創造事業活用推進室」を設置するとともに、活用推進のプロジェクトチームも立ち上げて毎月、グループ内の取組や地方自治体の活用への周知の取組などを共有している。今後もこうした組織・取組を継続・発展させることにより、全国の地方自治体に施策・財政措置を周知し、地域の取組への支援が効果的に行われるよう取り組んでいくべきではないか。

(2) 各論

①コミュニティについて

(コミュニティの維持・人手不足対策)

○総務省では、地域の核となる人材育成について、人材力活性化・連携交流室の「全国地域づくり人財塾」を行っているが、地域活性化センターが内閣府地方創生推進事務局と連携して「地方創生カレッジ」によるeラーニング事業を行っており、一般の方でも視聴できるわかりやすい地域づくりに関する講座となっている。人材育成事業の中で、活動の担い手確保に関する取組も紹介されており、こうした施策について、地方自治体と連携して周知を図る必要があるのではないか。

○地域運営組織や地域づくり団体などにおける活動の担い手確保について、どのような方策があるか、今後さらに検討を進める必要があるのではないか。

(地域運営組織)

○地域の諸課題の解決を支援するため、地域運営組織の数を増やすよう総務省としても支援策の拡充に取り組んできているが、地域運営組織は、福祉分野や孤独・孤立対策、地域活性化、地域資源の利用や農地管理分野など幅広く関わりがあり、手法も最近創設された労働者協同組合や従前からある地縁による団体など多様であるため、厚生労働省や農林水産省をはじめ関係省庁とも連携して取り組む必要があるのではないか。今後、さらに地域運営組織の取組を

充実していくために、将来のあり方も併せて検討していく必要があるのではないか。その際、多様化する地域課題に柔軟に対応する地域運営組織の取組についてどう考えるかも併せて検討してみてもどうか。

(集落対策)

- 集落支援員など集落対策について、集落維持に果たす役割・効果をさらに十分調査しつつ分析・評価・公表していくべきではないか。その結果を踏まえて、今後の集落対策について、施策を検討していくべきではないか。その際、公共としてどれだけ集落の仕事を支援するかよく検討する必要があるのではないか。また、集落自体の活動力が年々弱まってきていることに留意する必要があるのではないか。
- 集落支援員制度は過疎地域に限らず全国で活用可能な制度であり、集落という言葉から想像されるイメージと異なり、都市部であっても地域づくりの担い手として活躍できる要素を有しているのではないか。地域における人材・担い手確保という観点からは、この集落支援員制度をさらに幅広く発展的に活用することを今後研究・検討してはどうか。
- 今後、集落対策のあり方を検討する中で、都市部も含めた集落対策の視点も十分考慮して検討する必要があるのではないか。分担としては、過疎対策室が担当するが、地域運営組織を担当する地域振興室や町内会・コミュニティを担当する市町村課等とも十分に連携して検討を進める必要があるのではないか。
- 集落支援員の活動実態について、令和4年度に全国過疎地域連盟がかなり詳しい実態調査を行っており、同調査を参考に、今後、「集落支援員活動事例集」を作成する必要があるのではないか。
- 集落におけるデジタル活用については、令和3年度に市町村課が、地域コミュニティに関する研究会において、地域活動のデジタル化を検討しており、令和5年度は国費により、電子回覧板等の地域活動のデジタル化に係る実証事業を予定している。人口減少社会の中で、人口減に悩む集落こそ、デジタル技術の活用が担い手不足を緩和したり、利便性確保に役立ち、集落維持にプラスになる可能性が十分にあるのではないか。今後の調査・分析ではこうした点についても検討し、今後の施策を検討していくべきではないか。
- 集落対策について今後検討していく中では、厚生労働省や農林水産省等の取組とも必要な調整を行っていく必要があるのではないか。

(地域公共交通の維持・確保)

○総務省は、地域公共交通について、これまで定住自立圏における中心市を中核とした圏域の連携事業において、オンデマンドバスの運行を支援するなど、地域の取組の一環として支援してきている。また、地域おこし協力隊が地域の公共交通の担い手として活躍している事例もある(例：熊本県南阿蘇鉄道)。今後、必要に応じて関係省庁とも連携しつつ、こうした定住自立圏や連携中枢都市圏の事業をさらに支援するとともに、地域おこし協力隊や集落支援員の活動においても、どのような役割を果たすことができるか、取組事例を収集する中で、好事例の周知などに取り組む必要があるのではないか。

②地域の担い手確保について

(地域おこし協力隊)

○地域おこし協力隊は年間約 6,400 人の現役隊員が参加する規模となっており、3年間の地域協力活動はもとより、任期終了後の移住・定住を円滑に進め、仕事や住まいも含め、充実したものとなるよう、更なる取組の強化が必要ではないか。

○都市部のシニア層において、経験やスキルを活かした各地域での貢献や、移住・定住への意欲は潜在的に強く、シニア層のこうした意欲を地域の人材確保に活かす取組を進めてはどうか。その際、地域おこし協力隊や地域活性化起業人等の仕組みを有効に活用することを検討してはどうか。

○地域おこし協力隊については、各地方自治体の判断により、様々な目的・効果を持つ各種事業と連携して活用するよう検討してはどうか。例えば、中学校の部活動の地域解放において、指導員の不足が課題となっているが、部活動を指導できる人材を地域おこし協力隊として募集するなど、各省庁の取組・政策と連携することも可能ではないか。地方自治体がこうした活用方法について検討できるよう、活動例を周知してはどうか。

○地域おこし協力隊インターンは、制度創設2年目で活用が400人規模に急増したが、地域おこし協力隊への参加につながるとともに、地域協力活動の実地体験の後、都市部に帰って関係人口として引き続き当該地域を支援していくことも考えられるのではないか。地域おこし協力隊インターンには大学生の参加も相当数あり、今後、様々な観点から新しい活用方法を検討してはどうか。

○地域おこし協力隊の取組を活動事例集としてまとめて周知してはどうか。

(ローカルスタートアップ)

- 地域活性化に資する法人の取組も、総務省の施策と連携して総合的に地域力創造に取り組むこととしてはどうか。例えば、総務省のローカルスタートアッププロジェクトは、ふるさと財団融資と連携することにより、地域の事業主体の資金調達における金利負担を軽減することが可能ではないか。また、日本政策金融公庫はじめ政策融資機関と連携することも同様に効果的ではないか。

(特定地域づくり事業協同組合)

- 地域で人材をシェアする仕組みとも言える特定地域づくり事業協同組合の事業効果は多面的であり、移住・定住の受け皿として期待され、地域おこし協力隊の任期終了後の活動の場としても有効なのではないか。同組合制度が今後さらに活用されるよう地方自治体・地域の取組を支援していくことが必要ではないか。

(集落支援員)

- 集落維持の状況や集落支援員の活動について、さらに実情を調査し把握する意義は大きいのではないか。それとともに、集落支援員や地域おこし協力隊の活動についても、さらに拡大する方向で進めていってはどうか。

③人材力の強化について

(多様な地域の担い手への支援)

- 移住・定住の観点から、参加者のライフプランの視点に立って、地域おこし協力隊と他の施策を組み合わせる活用すべきではないか。例えば、地域おこし協力隊インターンやふるさとワーキングホリデーへの参加から地域への関心を深め、地域おこし協力隊となって地域協力活動をし、任期終了後は特定地域づくり事業協同組合で勤務した上で、数年後に農家として自立することなどが考えられるのではないか。

- 事業承継をした地域おこし協力隊OB・OGは令和3年度末までに57名いる。こうした地域の事業承継者の育成につなげていく取組を今後さらに進めていくべきではないか。

- 地域おこし協力隊、地域活性化起業人等から移住・定住につなげる取組とともに、地域外の担い手としてコアな関係人口を増やしていく取組をさらに支援していくべきではないか。先行する地方自治体では、地域外の担い手に対して

様々な地域貢献活動への参加を呼び掛けるとともに、活動に参加した方に対して地域通貨のポイントを付与する取組も見られる。こうしたポイント付与についても、自治体マイナポイントの仕組みと連携することにより、全国的に支援してはどうか。このような取組を支援することは、地域外の担い手を増やすとともに、地域貢献活動が地域通貨に結びつくことにより、地域における資金循環による地域経済の活性化にも資することが期待される。将来的には、地域外の担い手となる人材（地域に貢献する意欲とアイデアを持っている人材）を各地方自治体に登録することを奨励してはどうか。また、こうした地域外の担い手を登録するプラットフォームの構築や、地域通貨にマイナンバーカードやマイナポータル、自治体マイナポイントを活用することにより、全国的な仕組みとすることを検討してはどうか。

- 制度や補助に関する情報をもっと大学までリーチできるように、大学等との情報提供・共有ネットワークを構築すべきではないか。その際、大学との接点の継続性が確保できるよう工夫する必要があることに留意する必要があるのではないか。
- 地域運営組織は近年大きく実施団体が伸びており、今後さらに全国的に取組を進展させるべきではないか。
- 地域活性化センターの「地域づくり団体」の取組や「全国地域づくり団体協議会」は「地域の共感力」を生む施策の一つとして、さらに支援すべきではないか。
- 「地域の共感力」を高めるには、住民をはじめとする様々な主体が、地域に関心を持ち、地域づくりを実践することが重要なことから、地域づくりを担う人材の育成、確保を目的に「地域づくり人材の養成に関する調査研究会」を設け、人材確保の方策等を検討するとともに、「全国地域づくり人財塾」にて、地域づくりを主導する地方自治体職員等の育成に取り組んでいる。しかしながら近年様々な社会課題が山積する中、地方自治体職員等が地域に目を向ける十分な時間の確保が困難になっていることから、人材育成に加え、公民連携などの取組も推進していく必要があるのではないか。
- 施策の効果について、今後、注目し直し、どのように取り組むことができるか検討してはどうか。その際、ローカル10,000プロジェクトについては、地域経済への効果分析等を行っているが、それ以外の事業についても効果分

析等を行うべきではないか。

(定住自立圏・連携中枢都市圏)

○定住自立圏や連携中枢都市圏(中心都市が地域を引っ張る戦略)をさらに活用していくべきではないか。

④地域力創造施策に係るデジタル化について

(地域DXの意義・留意点)

○地域力創造グループとして、地域社会DXや最先端技術を活用した地域活性化に今後さらに取り組んでいくべきではないか。その際、地域おこし協力隊、過疎対策、ローカルスタートアップ等の地域振興に関する施策や総務省の情報通信部局との連携はもちろんのこと、デジタル田園都市国家構想基本方針も踏まえ、関係省庁とも連携を図るよう取り組むべきではないか。

○DXは単なる技術革新でなく社会変革をもたらすものとされており、過疎地域をはじめ、条件不利地域や人口減少地域にこそ、DXによる恩恵はもたらされるのではないか。こうした条件不利地域におけるDXをもっと強く施策として押し進める必要があるのではないか。

○今後、地域力創造グループで地域DXに取り組んでいく中で、個人情報保護との兼ね合いは十分留意しつつ取り組むべきではないか。その際、個人情報保護法が令和3年に改正され、これまで地方自治体がそれぞれ独自に設けてきた個人情報保護条例が、国の個人情報保護法の規律によることとされ、個人情報の扱いも基本的には同法に基づく同一の規律の下で運用されることとなった。政府の個人情報保護委員会が全体を所管することとなり、令和5年4月1日に同法が施行されたことを念頭に置き、こうした新たな仕組みの中で、個人情報保護に留意しつつ、地域DXを推進する必要があるのではないか。

○自治体DXを推進するに際しては、マイナンバーカードの高い普及率も踏まえて、これまで以上に総務省として重点を置いてその利活用に取り組み、業務の効率化等も強く推進すべきではないか。

(地域社会DXの強化)

○これまで地域力創造グループでは、地方自治体の地域社会DXの取組事例集を作成するなど、地域社会のDXの実例をできる限り取り上げ、全国の地方

自治体との情報共有・周知に努めてきているが、地域社会DXの活用アイデアがより効果的に生まれるような仕掛けとしてどのような施策があり得るか、今後検討を深めていくことが必要ではないか。

○地域社会DXを推進するに際しては、「令和4年度過疎地域持続的発展優良事例表彰総務大臣賞」を受賞した国東半島の事例(※)のような「穏やかなDX支援」を取り組むべき一つのメルクマールとして検討すべきではないか。

※ 地域住民が主体となり、情報発信を楽しみながら学べる環境づくりを創出するとともに、『誰ひとり取り残さない、人に優しいデジタル化』の実現に向け、SNSを活用した地域づくり支え合い活動共通WEBサイト“国東つながる暮らし”を制作・公開するなど、活動の可視化による情報共有、移住・定住につながる取組を行っている。

(地域DXの更なる推進に向けた広域的な取組や人材確保の取組)

○地域社会DXの施策を検討するに当たっては、都道府県や連携中枢都市圏、定住自立圏等、広域的に取り組んでいくことが効果的ではないか。

○令和5年度に創設したローカルスタートアッププロジェクトにおいて、ローカル10,000プロジェクトを含め、地域の事業者による地域社会DXを推進する事業を、重点的に強力に推進すべきではないか。

○集落におけるデジタル活用については、令和3年度に市町村課が、地域コミュニティに関する研究会において、地域活動のデジタル化を検討しており、令和5年度は国費により、電子回覧板等の地域活動のデジタル化に係る実証事業を予定している。人口減少社会の中で、人口減に悩む集落こそ、デジタル技術の活用が担い手不足を緩和したり、利便性確保に役立ち、集落維持にプラスになる可能性が十分にあるのではないか。今後の調査・分析ではこうした点についても検討し、今後の施策を検討していくべきではないか。〈再掲〉

○地方自治体のデジタル人材については、令和3年度地方財政対策で市町村のCIO補佐官等の確保に関する地方財政措置を講じるとともに、令和5年度地方財政対策では、都道府県等がデジタル人材を確保して市町村に派遣することへの地方財政措置や、地方自治体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員(DX推進リーダー)を養成するために必要な研修等の経費に対する地方財政措置を新たに創設したところ。また、一般職員のデジタルリテラシー向

上も含め、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）、自治大学校、市町村アカデミー、国際文化アカデミー等におけるDX研修事業を拡充し、職員のDXスキル向上に積極的に取り組むこととしている。さらに地方公共団体金融機構と連携して、DXアドバイザーを創設し、一定数のアドバイザーを総務省が確保して同機構と連携して地方自治体に派遣する取組を開始している。

今後は、こうした一連の施策を地方自治体に有効活用してもらうとともに、地方自治体の各部門で働く職員全般のデジタルリテラシーが一層向上するよう、さらに施策の充実を目指すべきではないか。このことは、自治体DXとともに、地域社会DXの推進に大いに貢献することを念頭に置くべきではないか。

○総務省として、令和5年度に創設したDXアドバイザーは、自治体DXや地域社会DXに取り組む中でアドバイスを希望する市区町村や情報システムの標準化への取組が遅れている市区町村にアドバイザーを派遣するものであり、現在137人がアドバイザー登録（令和5年5月30日時点）しているところである。その他のデジタル関係の人材派遣制度と併せ、派遣人材のストックを継続的に厚くしつつ、地方自治体に紹介できる派遣人材リストを横串で作成・提示することで、地方自治体が抱える課題に総合的に対応していく方向で検討すべきではないか。

さらに、地域活性化起業人等の制度を活用し、デジタル人材の派遣を行うことも可能であり、市町村のニーズに応じて柔軟に活用いただけるよう、更なる施策の推進・活用を図るべきではないか。

○今後、地域社会DXを進める中で、地域社会に貢献する人材・ポストの業務効率化についても、念頭に置いて取り組むべきではないか。その際、地域社会に貢献している人の負担を軽減するためのデジタル化に、一層努める必要があることにも留意する必要があるのではないか。

⑤地域資源の活用を通じたローカルスタートアップについて

（関係機関と連携した制度の周知広報、支援の強化）

○従来からローカル10,000プロジェクトとして地方自治体・地域金融機関との連携による事業組成を進めているが、地方自治体にも金融機関にもこの施策の存在があまり知られていないことが大きな課題ではないか。令和5年度はローカルスタートアッププロジェクトとしてより幅広い地域の起業・事業を対象とするとともに、金融庁、中小企業庁とともに、全国でブロック説明会を行うなど、精力的にPRに努めているが、今後、この取組を一過性にせず、地域力創造グループとして継続的に取り組んでいくことが大変重要ではないか。

○ローカルスタートアッププロジェクトは、地方自治体が地域の起業や事業組成を支援する仕組みであり、地域の金融機関とも地域の津々浦々の事案まで情報共有を十分に図るなど、連携して取り組むことが重要ではないか。

○地方自治体・国の公費支援だけでなく、地域金融機関、さらにはふるさと財団、日本政策金融公庫とも連携して、継続的に支援が可能となるよう努力していくことが必要ではないか。

(人材・ノウハウの共有による効果的な事業運営)

○プロジェクトの合意形成には諸条件必要であるが、官民の関係者を調整・融合してまとめることができるいわゆるブリッジ人材が大変重要ではないか。地方自治体内部にそうした人材が育つよう、今後も人材力活性化・連携交流室の「全国地域づくり人財塾」や、地域活性化センターの「地域づくり人材養成塾」等の事業を継続するとともに、各省庁の施策を現場でつなぐため、外部に人材を求める仕組みとして令和3年度に創設した「地域プロジェクトマネージャー」制度について、さらに地方自治体の活用が増えるよう取り組むべきではないか。その際、地域力創造アドバイザー制度による人材派遣もさらに有効に活用されるべきではないか。

○ローカル10,000プロジェクトは、金融機関の融資をセットにすることで、事業の組成段階で目利き機能・審査機能が組みこまれているが、令和5年度からのローカルスタートアッププロジェクトでは、地方自治体単独での支援策も地方財政措置の対象としているため、リスクへの対処について、地域力創造アドバイザーや金融機関のアドバイスを得るなど、今後よく検討する必要があるのではないか。

(好事例の横展開)

○総務省は「ふるさとづくり大賞」「過疎地域持続的発展優良事例表彰」のほか、地域活性化センターの「ふるさとイベント大賞」、ふるさと財団の「ふるさと企業大賞(総務大臣賞)」、地域創造の「地域創造大賞(総務大臣賞)」など、多様な大臣表彰制度(一部総理大臣表彰)を有している。こうした表彰制度を今後さらに有効に活用することとし、過去の優良事例も含めて、好事例として周知に努める必要があるのではないか。

○ローカルスタートアップは都市部で創業・起業する際にも、有効な支援策となるものであり、都市部での活用をさらに進めてはどうか。

地域力創造推進に関する研究会構成員

(座長)

小田切 徳 美 明治大学農学部教授

(構成員)

| | |
|---------|---------------------|
| 飯 盛 義 徳 | 慶応義塾大学総合政策学部教授 |
| 石 井 夏生利 | 中央大学国際情報学部教授 |
| 木 村 乃 | 関東学院大学法学部地域創生学科教授 |
| 桑 原 悠 | 新潟県津南町長 |
| 指 出 一 正 | 株式会社ソトコト・プラネット代表取締役 |
| 佐 藤 健 | 長野県飯田市市長 |
| 砂 原 庸 介 | 神戸大学大学院法学研究科教授 |
| 辻 琢 也 | 一橋大学大学院法学研究科教授 |
| 沼 尾 波 子 | 東洋大学国際学部国際地域学科教授 |
| 三 神 万里子 | ジャーナリスト |

※職名は令和4年10月1日現在

(五十音順)

地域力創造推進に関する研究会 開催要綱

第1 趣旨

総務省は、2008年の地域力創造グループ発足以降、「人材力の強化に向けた取組（地域おこし協力隊等）」「地域固有の資源を活用した取組（ローカル10,000等）」を中心に「地域力」を高める取組を支援してきた。

この間、東日本大震災、デジタル化の進展、孤独・孤立問題、SDGs、新型コロナウイルス感染症拡大等の社会経済情勢の変化が生じており、グループ発足15年目の節目に、今まで実施してきた施策について改めて評価・体系化するとともに、今後力を入れるべき地域力創造施策について検討するため、「地域力創造推進に関する研究会」を開催する。

第2 名称

本検討会の名称は、「地域力創造推進に関する研究会」とする。

第3 主な検討事項

- 1 地域力創造グループ発足以降、取組んできた施策については、それぞれ一定の成果をあげてきているが、改めて、その成果と課題を分析した上で、今後の方向性の検討。
- 2 これまで中心的に取り組んできた「人材力の強化に向けた取組」（地域おこし協力隊 など）及び「地域固有の資源を活用した取組」（ローカル10,000プロジェクト など）について、推進施策の改善や見直しの検討。
- 3 社会経済情勢の変化を踏まえた取組や上記2の施策を支える取組の推進施策（地域のデジタル化、定住自立圏の推進など）の検討。

※ 上記の他、地域での生活や活動への関心を高める、或いは地域のイメージや発信力を向上させるための取り組み等を、幅広く、総合的に検討する。

第4 構成及び運営

- 1 本検討会の構成員は、別添のとおりとする。
- 2 本検討会に座長を置く。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 座長は、必要に応じて、本検討会の構成員又はオブザーバーを追加することができる。
- 5 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を

聴くことができる。

- 6 その他、本検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定めることとする。

第5 議事・資料等の扱い

- 1 本検討会は、原則として非公開とする。
- 2 本検討会で使用した資料及び議事概要は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、配付資料については、座長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

第6 その他

本検討会の庶務は、総務省自治行政局地域自立応援課において行うものとする。

地域力創造推進に関する研究会 開催経過

○第1回 令和4年11月25日

- ・事務局説明
 - ①地域の人材力の強化に向けた取組について
 - ②地域固有の資源を活用した取組について
 - ③社会情勢の変化を踏まえた取組、①②の施策を支える取組について
- ・構成員間のフリートーキング

○第2回 令和5年2月6日

- ・地域力創造に係る自治体の取組の事例発表
 - 佐藤構成員（飯田市）
 - 桑原構成員（津南町）
- ・事務局説明
 - 人材力の強化について
 - 地域の担い手確保について
- ・構成員間のフリートーキング

○第3回 令和5年3月15日

- ・事務局説明
 - 地域資源の活用を通じたローカルスタートアップについて
- ・構成員間のフリートーキング

○第4回 令和5年4月25日

- ・事務局説明
 - コミュニティについて
 - 地域力創造施策に係るデジタル化について
- ・構成員間のフリートーキング

○第5回 令和5年6月9日

- ・研究会提言（素案）について議論